

ピアカウンセリング事業業務委託プロポーザル評価委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 自らも精神障害者である相談担当者（ピアカウンセラー）が、精神障害者からの福祉サービスの利用等に関する相談に応じ、及び必要な助言等を行う他、ピアカウンセラーを中心としたグループ交流等を実施することにより、精神障害者の地域生活を支援するとともに、その自立と社会参加の促進、及び活動の場の拡充を図ることを目的とする事業の受託業者の選定を、公正かつ適切に実施するため、健康福祉局にピアカウンセリング事業業務委託プロポーザル評価委員会（以下「委員会」という）を設置する。

(委員会の組織等)

第2条 委員会の委員及び所管事務は、次のとおりにする。

委 員	所 管 事 務
健康福祉局障害保健福祉部長	ピアカウンセリング事業の受託業者の選定に関すること
健康福祉局障害保健福祉部精神保健課長	
健康福祉局障害保健福祉部障害者社会参加・就労支援課長	
健康福祉局地域包括ケア推進室担当課長〔専門支援〕	
健康福祉局総合リハビリテーション推進センター企画・連携推進課長	

(委員長)

第3条 委員会に委員長を置き、健康福祉局障害保健福祉部長をもって充てる。

2 委員長は、会務を総理し、委員会の会議の議長となる。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、健康福祉局障害保健福祉部精神保健課長がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の5分の4の出席をもって成立する。

3 第2条に掲げる者の出席が困難な場合は、代理者の出席を可能とする。この場合において、代理者を出席させる委員は、あらかじめ委員長へ報告しなければならない。

4 委員会は、プロポーザルの評価にあたっては、提案者にヒアリングを行う。

(対象の選定及び選定基準)

第5条 委員会は、第1条の事業を受託するためプロポーザルへの参加意向を申し出た事業者のうち、あらかじめ健康福祉局障害保健福祉部精神保健課から、参加意向申出書、実績表、コンプライアンス（法令遵守）に関する申告書、誓約書その他関係書類の確認を受け、参加資格があるものと認められた事業者に対し、事業の企画及び提案の内容について、プレゼンテーションさせることができる。

2 委員会は、前項の規定により、プレゼンテーションを実施する場合には、参加事業者に対し、あらかじめ提案書、見積書、決算書その他関係書類（以下「提案書」という。）を提出させ、実施するものとする。

3 委員会は、プレゼンテーションを実施した場合には、提案書等及びプレゼンテーションの内容について、出席した委員及び代理者ごとに、別に定める評価基準による評価及び審査を行い、当該評価及び審査結果を合計した上で、最も優れた事業者を委託事業者として選定する。ただし、当該評価及び審査結果を合計した結果、2以上の事業者が同点となる場合は、出席した委員及び代理者による審議等を行った上で、選定することができる。

(関係者の出席)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求める意見又は説明を聞くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、精神保健課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成30年1月4日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年1月1日から施行する。